

大津線における一部電気設備の検査期間超過について(お詫びとご報告)

京阪電気鉄道株式会社(本社：大阪府中央区、社長：中野道夫)では、大津線における一部電気設備について、定めている期間を超過して検査を実施していたことが、判明いたしました。ご利用のお客さまをはじめ関係の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

1. 経緯および判明した事実

2020年11月9日(月)に、大津線(京津線・追分駅付近)において吊架線が断線するという事象が発生いたしました。当該設備を含む以下の設備については、2018年1月の社内監査において、2015年4月に策定した内規に不備(監督官庁に届け出ている期間よりも検査周期を長く設定)があることを把握し、監督官庁に報告を行った上で、規程類の見直しや緊急検査を実施するなどの対策を行って参りました。しかし、本事象の原因調査を進めるなかで、2018年の緊急検査以降も適切な周期での検査をしていなかったことが判明いたしました。

2. 2015年4月以降、適切な周期で検査ができていなかった電気設備(10種類18設備)

種類	設備名
電車線路設備	引留装置、共通線、吊架線、ハンガー装置
き電線路設備	き電線、引留装置、き電分岐線、避雷装置
高圧配電線路	高圧架空配電線、高圧ケーブル、引留装置
特別高圧受電線路設備	特別高圧受電線
配電盤設備	配電盤
自動閉そく信号機・ 軌道回路含む	インピーダンスボンド及びリード線
ATS 地上装置	非常解錠スイッチ
遠隔制御装置	制御盤
定位置停止支援装置	地上子
帰線回路	インピーダンスボンド

なお、該当する設備については直ちに検査を実施し、11月23日(月・祝)夜半に全ての検査を完了、異常がないことを確認しております。(直近で検査をしていた設備を含む)

3. 2018年の緊急検査以降において適切に対応できなかった原因

- ①2018年1月における社内監査、監督官庁への報告後、不備の再発防止策としての係員教育を実施した際に、検査業務遂行時に関係者を指導・統括する監督者が「内規が改定されるまでは旧の実施方法でよい」と誤認したまま、関係者にその旨を周知しておりました。
- ②検査計画策定時の施設管理者による最終確認が不十分でした。
- ③社内において事案の内容や問題点などを十分に浸透できていなかったほか、業務遂行時の役割意識が希薄であり、誤った周期で検査をしていたことが認識できておりませんでした。

4. 再発防止策

- ①係員教育実施時における指導方法の見直しや理解度の把握など、実行体制の強化を図ります。
- ②検査計画の確認を始め、実務全般におけるチェック体制を見直します。
- ③業務遂行上の役割および責任の所在を明確化し、組織体制の見直しを図ります。

以上